

和歌山大学経済学部早期卒業に関する規程

制 定 平成28年2月 4日

最終改正 令和 4年4月28日

(目的)

第1条 この規程は、和歌山大学学則第34条第2項及び和歌山大学経済学部規則第7条第3項に基づき、和歌山大学経済学部（以下「経済学部」）に3年以上4年未満在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）に対する卒業（以下「早期卒業」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

(早期卒業の時期)

第2条 早期卒業の時期は、3年次終了時点とする。

(早期卒業の要件)

第3条 早期卒業の認定を受ける者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 3年次終了時点において、早期卒業を希望していること
- (2) 3年次終了時点において、卒業に必要な単位を修得していること
- (3) 3年次終了時点において、通算GPAが3.0以上であること
- (4) 3年次終了時点において、「卒業研究」の単位を修得していること
- (5) 2年次終了時点において、早期卒業候補者になっていること
- (6) 3年次終了後における大学院進学者のための和歌山大学大学院経済学研究科修士課程の入学試験に合格し、入学手続きを終えていること

(早期卒業候補者の要件)

第4条 2年次終了時点において、早期卒業を希望している者の中で、次の各号に掲げるすべての要件を満たしている者は、早期卒業候補者となる。

- (1) 2年次終了時点において、88単位以上修得していること
- (2) 2年次終了時点において、通算GPAが3.0以上であること
- (3) 2年次終了時点において、「発展演習」の単位を修得していること
- (4) 2年次終了時点において、早期卒業候補者の申請を行い、認定されていること

(早期卒業候補者の申請と認定)

第5条 早期卒業候補者になろうと希望する者は、2年次終了時点で早期卒業候補者申請書を、経済学部長宛に提出する必要がある。

2 経済学部教授会は、申請書に基づき、審議・認定を行う。

(早期卒業候補者の辞退)

第6条 早期卒業候補者が辞退を希望する場合には、速やかに経済学長宛に辞退届を提出する必要がある。

(卒業研究)

第7条 早期卒業候補者は、3年次に「専門演習」を履修するとともに、「卒業研究」を履修しなければならない。

(その他)

## 経済学部早期卒業に関する規程

第8条 その他、経済学部早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。

### 附 則（令和4年4月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2459号）

この改正規程は、令和4年4月28日から施行し、令和3年度入学者から適用する。